

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 1 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について
（その2）

予防接種行政につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

職域（学校等を含む。）単位での新型コロナワクチンの追加接種（以下、「職域追加接種」という。）については、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」（令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡（以下、「11月17日事務連絡」という。））等によりお示ししている実施・運用方法等に基づき、現在、各企業・大学等から実施の申込み等を受け付けているところです。

この度、職域追加接種における実施要件の一部を下記のとおり整理し、企業や大学等にお知らせする予定ですので、貴職におかれましても御了知の上、貴管内の関係機関等に周知を図るようお願いいたします。

記

1. 職域追加接種の実施要件における接種予定人数の緩和について

（1）緩和の考え方

職域接種においては、地域の医療資源や医療体制に影響を及ぼすことなく、新型コロナワクチンの接種に係る地域の負担軽減を図ること及びワクチンの効率的な配送や在庫内での冷凍庫貸与が可能となるよう、11月17日事務連絡において、1会場当たり1,000人以上への接種を行うことを想定し、1,000人に満たない場合は厚生労働省健康局健康課予防接種室に個別に相談することとしている。

今般、昨年、初回接種として職域接種を実施した企業・大学等で未だ職域追加接種の申込みを行っていない企業等の中には、1会場当たり 500 人以上の接種であれば実施可能とする企業等が一定程度存在することから、1会場当たり 500 人以上の接種を行う見込みがある場合は、職域追加接種の実施の申込みを可能とする。

(2) 留意事項

接種予定人数が 500 人の場合、1 バイアル 15 回換算（1 箱 150 回換算）で配送するワクチン量は 4 箱となり、接種可能回数は 600 回分となる。したがって、使用されることなく廃棄されるワクチンの量が可能な限り最小となるよう、引き続き、600 人の接種を目指し、関係企業や取引先等との調整や交互相接種が可能となることによる意向確認等の取組を通じ、接種対象者の拡大を図ること。

(3) 適用期日

記 1 の取扱いについては、第 3 クール（令和 4 年 3 月 28 日～4 月 10 日接種開始、3 月 14 日週ワクチン配送）以降に追加接種を実施予定の会場から適用することとする。なお、第 3 クールに接種開始する場合のスケジュールは下記のとおりであり、3 月 14 日週に当該会場にワクチンが届き次第、接種開始が可能であること。

<第 3 クールに接種開始する場合のスケジュール>

- ・職域接種実施に係る申込み〆切：令和 4 年 2 月 8 日（火）中
- ・接種計画の登録〆切：令和 4 年 3 月 1 日（火）15：00 まで
 - ※冷凍庫貸与希望の初回登録については 2 月 22 日（火）15：00 まで
- ・第 3 クールのワクチン分配量決定：令和 4 年 3 月 3 日（木）
- ・第 3 クールのワクチン配送：令和 4 年 3 月 14 日週
 - ※冷凍庫貸与の場合の冷凍庫配送は令和 4 年 3 月 7 日週

2. 接種券なしでの接種に係る事務運用について

11 月 17 日事務連絡の記 4（5）において、「職域追加接種の接種時には、接種券（接種券と予診票を一本化した新様式が基本）の持参を原則とする。」とし、その後、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和 3 年 11 月 26 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、「ワクチン接種の予約に突然のキャンセルがあり、」「職域で追加接種を受け

る者について、接種券発行の手続きが間に合わず、接種日までに接種券が届かなかった場合等」における例外的な対応をお示ししているところである。

このように、職域追加接種においても、接種券なしでの接種も可能としているが、職域追加接種の対象企業・大学等においては、この運用についても活用されたい。

【参考】

- ・「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」（令和3年11月17日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000858916.pdf>
- ・「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000859245.pdf>
- ・「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000889646.pdf>

3. 職域追加接種促進のための財政支援について

「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」においては、外部の医療機関が出張して実施する形態のものであって、中小企業が商工会議所等、複数の企業で構成される団体等を事務局として、職域接種を共同実施した場合等に、職域接種実施に要した経費に対して、1,000円×接種回数を上限に実費補助を行っているところであるが、職域追加接種の実施に要する経費に対しては、当分の間、接種1回当たり1,000円の実費補助の上限を引き上げることについて、現在検討しているところであり、詳細については別途お示しする。